

福県医発第2256号(保)

平成17年 3月18日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 弘



滋賀県医師国民健康保険組合給付割合の変更について

標記の件につきまして、平成17年4月1日より下記のとおり給付割合を変更する旨、滋賀県医師国民健康保険組合より通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 給付割合

	改 正 前	改 正 後
組合員	8割	7割
准組合員(従業員)		
家 族		

※3歳未満、前期高齢者並びに老人保健医療対象者については法が定める給付割合

2. 施行年月日 平成17年4月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

